※<u>下線部</u>:変更箇所

2025年規定	2024年規定
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 目的	第1条 目的
一般社団法人日本自動車連盟(以下「JAF」という。)は、 <u>2025</u> 年(以下「当該年」という。)のレース競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本レース選手権規定を制定する。	一般社団法人日本自動車連盟(以下「JAF」という。)は、 <u>2024</u> 年(以下「当該年」という。)のレース競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本レース選手権規定を制定する。
第2条~第14条 (略)	第2条~第14条 (略)
第2章 全日本選手権	第2章 全日本選手権
第15条 (略)	第15条 (略)
第16条 ドライバーの参加資格	第16条 ドライバーの参加資格
 SF (略) SFL 1)(略) 2) 2024年のFIA-F2またはSFにおいて、シリーズランキング上位6位までの者。 	 SF (略) SFL 1)(略) 2) 2023年のFIA-F2またはSFにおいて、シリーズランキング上位6位までの者。
第17条 (略)	第17条 (略)
第3章 地方選手権	第3章 地方選手権
第18条 (略)	第18条 (略)

第19条 ドライバーの参加資格

- 1. (略)
- 2. FIA-F4
 - 1)~3)(略)
 - 4) レースを目的として製作されたフォーミュラ車両にて JAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が 9 時間以上あり、その証明を有すること。
 - 2) \sim 4) のスポーツ走行の経験時間については参戦年での経験時間を含んでよい。

ただし、満40歳以上の者を除き、2022年~2024年にFIA-F2、SF、FIA-F3/F3、SFL、FORMULA REGIONALのいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。

5)(略)

3. S-FJ

限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者で、上記1. 1) \sim 4) に定めるいずれかの条件を満たす者が参加できる。ただし、 $2022年\sim2024$ 年にFIA-F2、SF、FIA-F3/F3、SFL、FORMULA REGIONALのいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。

 $4. \sim 5.$ (略)

第20条 (略)

第21条 得点基準

1. 次の得点基準表に基づき、各選手権レースにおける上位10位までのドライバーに得点を与える。(FIA-F4およびFORMULA REGIONALについては、ドライバーおよびチームに得点を与える。チームに対する得点は、エントラントに対して与えられ、各レースにおいて同一エントラントに所属する車両が得た順位のうち、最上位のみが得点対象となる。)

第19条 ドライバーの参加資格

- 1. (略)
- 2. FIA-F4
 - 1)~3)(略)
 - 4) レースを目的として製作されたフォーミュラ車両にて JAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が 9 時間以上あり、その証明を有すること。
 - 2) \sim 4) のスポーツ走行の経験時間については参戦年での経験時間を含んでよい。

ただし、満40歳以上の者を除き、2021年~2023年にFIA-F2、SF、FIA-F3/F3、SFL、FORMULA REGIONALのいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。

5)(略)

3. S-FJ

限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者で、上記1. 1) \sim 4) に定めるいずれかの条件を満たす者が参加できる。ただし、 $2021年\sim2023年$ にFIA-F2、SF、FIA-F3/F3、SFL、FORMULA REGIONALのいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。

4. ~ 5. (略)

第20条 (略)

第21条 得点基準

1. 次の得点基準表に基づき、各選手権レースにおける上位10位までのドライバーに得点を与える。(FIA-F4およびFORMULA REGIONALについては、ドライバーおよびチームに得点を与える。チームに対する得点は、エントラントに対して与えられ、各レースにおいて同一エントラントに所属する車両が得た順位のうち、最上位のみが得点対象となる。)

ただし、得点を得る車両は、<u>シリーズオーガナイザーからの申請に基づきJAFが承認した当該シリーズ規則または特別規則に規定されている場合を除き、</u>当該レースにおける同一部門の優勝車両が走行した周回数の90%(小数点以下切捨て)以上の周回数を走行していなければならない。

- ●得点基準表 (F-Be、S-FJ、ツーリングカー)(略)
- ●得点基準表(FIA-F4およびFORMULAREGIONAL) (略)
- 2. ~ 6 . (略)
- 第22条 本規則の施行

本規則は、2025年1月1日より施行する。

ただし、得点を得る車両は、当該レースにおける同一部門の優勝車両が 走行した周回数の90%(小数点以下切捨て)以上の周回数を走行してい なければならない。

- ●得点基準表 (F-Be、S-FJ、ツーリングカー)(略)
- ●得点基準表 (FIA-F4およびFORMULAREGIONAL) (略)
- 2. ~ 6 . (略)
- 第22条 本規則の施行

本規則は、2024年1月1日より施行する。

以上

以上